

(仮称)

山辺里地区まちづくり協議会 設立総会  
議 案 書



日 時 平成 24 年 3 月 18 日 (日) 午前 10 時から

会 場 村上農村環境改善センター 大集会室

山辺里地区まちづくり協議会設立準備会

# 次 第

1 開 会

2 設立準備会会長あいさつ

3 資格審査報告

4 議長及び議事録署名人の選出

5 経過報告

6 議 事

第1号議案 山辺里地区まちづくり協議会規約の制定について

第2号議案 山辺里地区まちづくり協議会役員の承認について

第3号議案 山辺里地区まちづくり計画の策定について

第4号議案 平成24年度事業実施計画及び収支予算の承認について

7 役員紹介

8 議長退任

9 来賓祝辞

村 上 市 長

大 滝 平 正 様

10 来賓紹介

11 閉 会

## 山辺里地区における市民協働のまちづくりの取り組みの経過報告

### はじめに

#### 市民協働のまちづくりとは

村上市では、市制施行後はじめてとなる第1次村上市総合計画を策定し、村上市の将来像を「元気“eまち”村上市」とし、重点的、戦略的に取り組むテーマとして「定住の里づくり」と定め、子どもからお年寄りまで全ての人が「終の棲家」として、この地で暮らしていけるようなまちづくりを目指しています。

地域と行政がお互いに知恵を出し合い、地域特性を活かした活力ある地域づくりをすすめることが、「市民協働のまちづくり」です。

少子高齢化の進展は、地域コミュニティや集落機能維持の不安につながります。その不安を解消するため、「市民協働のまちづくり」を進め、先人の英知と努力によって培ってきた地域を、しっかりと次の世代に引き継ぐ必要があります。

#### 市民協働のまちづくりで目指すこと

行政主導の画一的な基準では、地域固有の課題や要望に対応できにくい状況があります。市民協働のまちづくりは、行政ではまかないきれない地域固有の課題や要望にきめ細やかに対応することが基本となります。「自分たちのまちの事は自分たちで考え行動する」ことを柱に、お互いに助け合い、知恵を出し合って、地域の個性や実情に沿った、きめ細やかな取り組みを進めていくことを目指します。

#### まちづくり組織と市との関わり

まちづくり協議会の活動原資として、市から人口、集落数などにより計算した、まちづくり交付金を毎年度交付します。(H24年度は総額5千万円、山辺里地区3,408千円予定)また、平成23年度に分館制度廃止後も、まちづくり協議会事務局員として市職員を配置し、これまでの事業を継続し拡充を図ります。

#### 村上市全体の取り組み状況

村上市全体では17の地域で2～3月に設立総会を開催し、今年度中の組織立ち上げに向け、準備を進めています。平成24年度からは、それぞれの地域特性に応じた事業を展開していく予定です。

村上地区：村上、岩船、瀬波、山辺里、上海府（5組織）

荒川地区：全体（1組織）

神林地区：神納、神納東、平林、砂山、西神納（5組織）

朝日地区：館腰、三面、高根、猿沢、塩野町（5組織）

山北地区：全体（1組織）

## 山辺里地区おける取り組み経過

### 発起人会の設立

昨年4月に担当市職員が配置され、市民協働のまちづくりの取り組みがスタートしました。地域のみなさんにとっては、その意義や内容が浸透し切れていない状況の中、山辺里地区にあった進め方はどのようにしていけばよいか、地区区長会長、分館長に相談し、お二人が呼びかけ人となって発起人会（他に老人クラブ代表、集落公民館長代表、農協関係、山小PTA会長以上6名）を組織し協議することとなりました。発起人会では、2回（6/14・7/5）会合を開き、設立準備会を立ち上げ、その中で山辺里地区のまちづくりの準備を行っていく方針が決まりました。

### 設立準備会の設立

設立準備会は、発起人会のメンバーと発起人会が推薦する委員に加え一般公募（残念ながら応募者なし）で組織する方針となり、7月12日の地区区長会において説明し了承されました。その後、西興屋、仲間町、坪根から委員を選出してくださるよう区長様にお願ひし、17名の委員をもって準備会組織を立ち上げました。

委員は、組織からの選出だけでなく、幅広い方々に参画していただいたほうが良いとの意見から、子育て中の女性や建設的な意見やアイデアをお持ちの方などにもお願ひをしました。

### 設立準備会での協議内容

1 設立準備会は、山辺里地区にあった組織体制や事業内容を協議するため、次の日程で全8回開催しました。

- ・第1回設立準備会 平成23年8月8日（月）
- ・第2回設立準備会 平成23年9月13日（火）
- ・第3回設立準備会 平成23年11月15日（火）
- ・第4回設立準備会 平成23年12月6日（火）
- ・第5回設立準備会 平成23年12月19日（月）
- ・第6回設立準備会 平成24年1月24日（火）
- ・第7回設立準備会 平成24年2月11日（土）
- ・第8回設立準備会 平成24年2月28日（火）

2 事業の中長期的な指針となる、まちづく計画の策定にあたっては、現状把握の取り組みを次のように行い、素案を取りまとめました。

集落資源調査：7月に各区長様に依頼し、集落行事や団体、地域資源、課題などの調査票を記入していただき、集落資源調査一覧表を取りまとめました。

アンケート調査：小学生とその家族（回答 207 件）、文化祭（回答 103 件）、インターネット（18 件）でアンケート調査を行い、「山辺里地区の自慢できるものやこと」、「山辺里地区をこんなまちにしたい」、「住みやすく！楽しい！地域づくりのために自分や地域のみんなでできること」について、回答を得ました。

- 3 村上市ホームページやまちづくり通信「さべり ing」を 4 回発行し、地域住民へ協働のまちづくりの取り組み状況について広報活動を行いました。
- 4 山辺里地区区長会（7/12・10/19・12/2・2/2）において、設立準備会での進捗状況などについて、報告しご意見をいただきました。
- 5 山辺里分館運営委員・集落公民館長合同会議（12/10）において、分館廃止後の事業実施方法や各集落公民館長のまちづくり協議会との関わりについて協議し、今後ともまちづくりに参加していくことを確認しました。

#### まとめ

市民協働のまちづくりは、この地域にとって前例のない新たな取り組みです。今回、設立準備会で協議してきたことが最終の完成形ではなく、取り組みの第一歩と位置づけ、今後活動していく中で、見直すべきところは見直し、徐々に山辺里ならではの活動の輪を広げていく方針で進めていきます。

山辺里地区がより良くなるために、地域のみなさんの忌憚りの無いご意見をいただければ幸いです。

**第1号議案**

山辺里地区まちづくり協議会規約の制定について

山辺里地区まちづくり協議会規約を、別紙のとおり制定したいので議決を求めます。

平成24年 3月18日 提出

山辺里地区まちづくり協議会設立準備会 会長 鍋倉 静雄

平成24年 3月18日 議決

山辺里地区まちづくり協議会 設立総会議長

## 山辺里地区まちづくり協議会規約(案)

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、山辺里地区まちづくり協議会と称し、事務所を村上農村環境改善センター(村上市日下993番地1)に置く。

#### (目的)

第2条 山辺里地区まちづくり協議会は、豊かな自然と先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた山辺里地区を、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせ助け合い、責任を分かち合って、誰もがまちづくりに参画することで、それぞれの持つ個性や能力が発揮された、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目的とする。

#### (事業)

第3条 山辺里地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業
- (2)健康及び福祉の増進に関する事業
- (3)安全及び安心に関する事業
- (4)環境の保全及び改善に関する事業
- (5)地域資源の有効活用に関する事業
- (6)地域の産業振興に関する事業
- (7)コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
- (8)その他協働のまちづくりの推進のために必要な事業

2 協議会は、事業に関する中長期的な地域まちづくり計画を策定し、これに基づき事業を実施するものとする。

### 第2章 組織

#### (会員)

第4条 協議会の会員は、山辺里地区に住所を有し、又は居住する全ての者とする。

#### (賛助会員)

第5条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する山辺里地区内の法人又は各種団体を賛助会員として認定し、連携して事業を実施することができる。

#### (代議員)

第6条 代議員は、総会の議決権を有し、次の選出区分により各集落で選出する。ただし、

役員は、代議員になることができない。

集落	人数
山辺里・四日市・天神岡・仲間町・坪根・下相川・日下・下山田・門前・大関（10集落）	3人
西興屋・上相川・小谷・上山田・赤沢・菅沼・鋳物師・袋・大栗田・高平（10集落）	2人

- 2 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第7条 協議会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専門委員長 4名
- (4) 理事 12名以内
- (5) 監事 2名

- 2 役員は、役員会で選出し総会で承認を得る。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 専門委員長は、所属する専門委員会を代表し所掌する事業を行う。
- 4 監事は、協議会の会計及び資産並びに事業内容を監査し、総会にこれを報告する。
- 5 役員は、いずれかの専門委員会に属し活動するものとする。ただし、会長及び山辺里地区区長会選出の役員を除く。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条 会長は、協議会の事業実施及び運営に関し必要なときは、役員会の承認を得て有識者又は学識経験者を協議会の顧問に委嘱することができる。

- 2 顧問は、協議会の事業実施及び運営に関し必要な指導又は助言を行う。

（専門委員）

第11条 協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門委員会を組織し所掌する事業を行う。

専門委員会	所掌事業
かんきょう委員会	自然環境、環境保全、環境美化、ECO
すこやか委員会	高齢者福祉、子どもの健全育成、健康、交流拠点、安全安心
まちおこし委員会	農業、食、特産品、嫁婿対策
ふれあい委員会	地域行事、集落活性化、伝統文化、歴史、ふれあい活動



- 2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 協議会の会務及び会計を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができる。

### 第3章 会議

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高の議決機関であり、毎年1回会長が召集し開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、各集落から選出された代議員をもって構成する。
- 4 総会の議長は会長がこれに充たり、議事録署名人はその都度出席代議員の中から選出する。
- 5 総会は、代議員の半数以上の出席又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 総会の議決事項は、次のとおりとする。
  - (1)規約の制定又は改正
  - (2)地域まちづくり計画の策定又は変更
  - (3)役員の承認
  - (4)事業報告及び決算の承認
  - (5)事業計画及び予算の承認
  - (6)その他協議会に関する重要な事項

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要の都度召集し議長となる。

- 2 役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員会は、次の事項を審議又は議決する。
  - (1)総会に付議する事項
  - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3)その他総会の議決を要しない会務又は予算の執行に関する事項

(専門委員会)

第15条 専門委員会は、専門委員長が必要の都度招集し議長となる。

- 2 専門委員会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。
- 3 専門委員長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めた場合は、専門委員会にこれを指示し、専門委員長はこれに従うものとする。

- 4 専門委員会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。

#### 第4章 会計

##### (会計)

第16条 協議会の運営に関する経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

##### (報償及び費用弁償)

第17条 役員及び顧問並びに専門委員に対し、役職及び活動日数に応じた年額報償若しくは費用弁償又はその両方を支払うものとし、報償及び費用弁償の支払い範囲、支払額及び支払い方法に関する基準は別に定める。

#### 第5章 雑則

##### (会長専決事項)

第18条 年度の途中において当該年度の事業実施計画の変更又は予算の補正、流用若しくは予備費の充用が必要になったときは、会長が専決処理し、役員会に諮り、次期総会において報告し承認を得る。

##### (委任規定)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成24年3月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 協議会の設立時における総会の付議事項は、本規約の規定に関わらず、山辺里地区まちづくり協議会設立準備会が提案し議決を得る。

**第2号議案**

山辺里地区まちづくり協議会役員の承認について

山辺里地区まちづくり協議会役員について、別紙のとおり承認を求めます。

平成24年 3月18日 提出

山辺里地区まちづくり協議会設立準備会 会長 鍋倉 静雄

平成24年 3月18日 議決

山辺里地区まちづくり協議会 設立総会議長

## 山辺里地区まちづくり協議会 役員名簿(案)

(敬称略)

## 役 員

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	鍋 倉 静 雄	
2	副 会 長	志 田 健 史	地区区長会選出
3	副 会 長	稲 葉 眞知子	
4	かんきょう委員長	大 滝 長 治	
(3)	すこやか委員長	稲 葉 眞知子	副会長兼務
5	まちおこし委員長	大 滝 茂 雄	
6	ふれあい委員長	小 野 長 昭	
7	理 事	中 嶋 康 治	かんきょう委員会
8	理 事	鈴 木 実 良	かんきょう委員会
9	理 事	東中PTA代表	かんきょう委員会
10	理 事	川 内 信 一	すこやか委員会
11	理 事	瀬 賀 ひとみ	すこやか委員会
12	理 事	山辺里小PTA会長	すこやか委員会
13	理 事	鍋 倉 光 雄	まちおこし委員会
14	理 事	中 村 三枝子	まちおこし委員会
15	理 事	中 村 泰 夫	ふれあい委員会
16	理 事	高 橋 清	ふれあい委員会
17	理 事	小 田 幸 士	ふれあい委員会
18	監 事	石 田 義 夫	地区区長会選出
19	監 事	小 田 俊 雄	地区区長会選出

## 顧 問

	役 職	氏 名	備 考
1	顧 問	近 藤 弥太郎	

役員及び顧問の任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

**第3号議案**

山辺里地区まちづくり計画の策定について

山辺里地区まちづくり計画を、別紙のとおり策定したいので議決を求めます。

平成24年 3月18日 提出

山辺里地区まちづくり協議会設立準備会 会長 鍋倉 静雄

平成24年 3月18日 議決

山辺里地区まちづくり協議会 設立総会議長

**第4号議案**

平成24年度事業実施計画及び収支予算の承認について

平成24年度事業実施計画及び収支予算について、別紙のとおり承認を求めます。

平成24年 3月18日 提出  
山辺里地区まちづくり協議会設立準備会 会長 鍋倉 静雄

平成24年 3月18日 議決  
山辺里地区まちづくり協議会 設立総会議長

## 山辺里地区まちづくり協議会 平成24年度 事業実施計画書(案)

### 1 スローガン

「あふれる緑 つながる和 生き生きさべり」

### 2 理想の将来像

豊かな自然を大切に、ゴミのない花や緑にあふれた自然と調和の取れたまちにしたい

子どもからお年寄りまで安全安心で、地域みんなが笑顔で健康的に暮らせるまちにしたい

農業を振興させ豊富な農産物等を活用した取り組みや、若者の定住を図って魅力あるまちにしたい

あいさつやお互いの助け合いがあり、伝統文化の継承や地域行事を通じて、人と人がふれあうまちにしたい

### 3 推進方針

清らかな自然を守り、美しい景観を次の世代に引き継ぐ

誰もが安全安心で健康的な暮らしができる取り組みを推進する

農産物等を利活用した取り組みや若者の定住を図って、地域の魅力を高める

地域行事や集落行事で人と人とのふれあい活動を活性化させる

### 4 事業実施方針

- ・協働のまちづくり意識の周知と醸成を図る。
- ・専門委員会（ワーキンググループ）において、具体的な方向性と実施事業の具体策を検討していく。
- ・具体策について、事業効果と重要度を評価した上で、手順と行動計画を立てて実施できる事業から順次展開していく。
- ・既存の分館事業のスムーズな移行を行う。
- ・平成25年度から平成27年度の実施事業の年次計画を立てる。

## 5 実施事業

## (1) 既存事業の実施

事業名	開催時期	会場	所管	備考
山辺里地区敬老会	4月29日	山辺里体育館	区長会共催	芸能担当
グラウンドゴルフ大会	7月22日	山辺里大橋下	ふれあい委員会	
野球大会	8月15日	天神岡球場	すこやか委員会	
山辺里地区文化祭	11月11日	山辺里小学校 農村環境改善センター	文化祭実行委員会	山辺里小との合同開催
バレーボール大会	2月 日	山辺里小体育館	すこやか委員会	
巡回映写会	通 年	各集落公民館	すこやか委員会	要望に応じて実施
生活改善運動の推進	通 年			

備考：団体事務局

- ・村上市健民少年団山辺里地区隊
- ・山辺里地区青少年健全育成会
- ・交通安全協会山辺里支会

## (2) 理想の将来像実現のための具体策の検討・実施

理想の将来像実現のための新規事業について、各専門委員会でワークショップ等の手法を活用し、事業の方向性と実施計画を作成する。具体的な事業内容について、事業効果と重要度を評価した上で、平成24年度中に取り組めることから、順次、手順と行動計画を立てて事業を展開していく。

また、平成25年度から平成27年度の実施事業の年次計画を立てる。

専門委員会	所掌事業
かんきょう委員会	自然環境、環境保全、環境美化、ECO
すこやか委員会	高齢者福祉、子どもの健全育成、健康、交流拠点、安全安心
まちおこし委員会	農業、食、特産品、嫁婿対策
ふれあい委員会	地域行事、集落活性化、伝統文化、歴史、ふれあい活動



(3) 協働のまちづくり意識の周知と醸成

- ・ 広報紙を山辺里地区全世帯に定期配布し、協働のまちづくりの取り組みを広報する。また、年数回の特集号(カラー版)の発行について検討する。
- ・ 協働のまちづくり意識の醸成のための、コンテスト(例:写真、絵、標語など)について検討し実施する。
- ・ ホームページやメールなどを活用し、情報端末を媒体としたPR方法の検討を行う。

(4) 集落活性化事業

集落単位で行う事業・活動について、経費の一部を補助する助成制度を創設し、集落活性化を図る。対象事業や助成額などを定めた補助金交付要綱を早急に作成し、平成24年度から助成を開始する。

年次計画的に地域行事で使用する備品購入、整備をすすめる。地区全体で必要機材を共有し貸し出すことで、地域行事の活性化や新規事業の掘り起こしを図る。

## 6 主要会議

- (1) 総会: 通常年1回開催。各集落から選出される代議員をもって構成し、事業報告・決算の承認。事業計画・予算の審議などを行う。
- (2) 役員会: 年4回程度開催。総会の付議事項の審議。各専門委員会の事業内容や協議会の会務や予算の執行に関する事項を審議する。
- (3) 専門委員会: 所掌する事業の企画、立案及び運営のため、必要の都度、専門委員長が召集し開催する。
- (4) 集落公民館長会議: 年2回協議会会長が招集し開催する。事業計画、予算の報告や集落活性化事業などについて協議する。
- (5) 実行委員会: 必要に応じて、専門委員会に実行委員会や作業部会を組織し開催。ただし、文化祭実行委員会は、会長が実行委員長となり、集落公民館長、各専門委員会、学校等で組織し、年3回開催する。

## 平成24年度 山辺里地区まちづくり協議会 予算書(案)

## 収 入

単位:円

項 目	予算額	説 明
1 地域まちづくり交付金	3,408,000	(1) 村上市地域まちづくり交付金 3,408,000
2 補助金	0	
3 委託料	0	
4 雑収入	1,000	(1) 設立準備会繰越金 900 (2) 預金利子等 100
合 計	3,409,000	

## 支 出

項 目	予算額	説 明
<b>1 組織運営費</b>	<b>1,117,000</b>	
1 会議費	45,000	(1) 集落公民館長連絡会議 10,000 (2) 役員会議費 15,000 (3) その他会議負担金 20,000
2 報償費	590,000	(1) 役員等報償費 590,000
3 費用弁償	405,000	(1) 専門委員等費用弁償 405,000
4 事務費	77,000	(1) 消耗品費、通信費等 77,000
<b>2 事業費</b>	<b>1,642,000</b>	
1 かんきょう事業費	300,000	(1) 新規活性化事業費 300,000
2 すこやか事業費	300,000	(1) 新規活性化事業費 300,000
3 まちおこし事業費	300,000	(1) 新規活性化事業費 300,000
4 ふれあい事業費	300,000	(1) 新規活性化事業費 300,000
5 既存事業推進費	92,000	(1) 地区文化祭 60,000 (2) グラウンドゴルフ大会 20,000 (3) 野球大会 6,000 (4) バレーボール大会 6,000
6 集落活性化事業費	200,000	(1) 集落活性化事業費 200,000
7 普及啓発費	150,000	(1) 広報誌発行事業費等 100,000 (2) 普及啓発イベント費 50,000
<b>3 備品購入費</b>	<b>150,000</b>	
1 備品購入費	150,000	(1) 庁用備品購入費 50,000 (2) 地区内共用備品購入費 100,000
<b>4 予備費</b>	<b>500,000</b>	
1 予備費	500,000	(1) 予備費 500,000
合 計	3,409,000	

# 専門委員会体制

(敬称略)

	かんきょう委員会	すこやか委員会	まちおこし委員会	ふれあい委員会	
理事兼専門委員	大滝 長治 中嶋 康治 鈴木 実良 東中PTA代表 4名	稲葉 眞知子 川内 信一 瀬賀 ひとみ 山小PTA会長 4名	大滝 茂雄 鍋倉 光雄 中村 三枝子 3名	小野 長昭 中村 泰夫 高橋 清 小田 幸士 4名	15名
集落館長	加賀 正二(小谷) 川村 昭雄(下山田) 瀬賀 良夫(鋳物師) 河内 昭雄(大栗田) 4名	佐藤 彰(天神岡) 大滝 寛行(西興屋) 伊藤 栄一(上山田) 山田 與一(門前) 4名	近藤 晋(四日市) 高橋 秀輝(坪根) 山上 康弘(上相川) 瀬賀 美喜夫(菅沼) 相馬 寿命(高平) 5名	大矢 和義(山辺里) 菅原 一也(赤沢) 佐藤 正美(大関) 3名	16名
一般会務部 一般応募	菅原 正彦 ( ) ( ) ( ) 4名	加藤 道子 ( ) ( ) ( ) 4名	佐藤 憲昭 ( ) ( ) ( ) 4名	小田 和彦 ( ) ( ) ( ) ( ) 5名	17名
	12名	12名	12名	12名	

専門委員会の委員長